

## ヒト胚性幹細胞に関する倫理委員会議事録(22-1)要旨

日 時：平成 22 年 8 月 11 日 午後 7 時～8 時 50 分

場 所：総合医科学研究棟 2 階 会議室

出席者：委員長・須田年生

委 員・青木大輔，岡田保典，鈴木則宏，仲嶋一範，加々美博久，田村和子，  
棚島次郎

申請者・岡野栄之(生理学教室 教授)

欠席者：福田恵一，鹿島晴雄，唐澤貴夫，齋藤有紀子，

課 題：「ヒト人工多能性幹細胞(ヒト iPS 細胞)を用いた生殖細胞作成に関する  
基礎的研究」

申請者：生理学教室 教授 岡野 栄之

### 1. 指針制定についての説明

委員長から国の「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」の改正と、「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」の制定について説明がなされた。

### 2. 研究課題についての説明

委員長から岡野教授より提出された研究課題ならびに審議に関して説明がなされた。

### 3. 申請課題が委員会で審議に至らなかった理由について

本日この委員会で生殖細胞作成に関する研究について審議することの妥当性について議論した。

その結果，現在内規の整備がなされておらず，また，これまで生殖細胞の研究を行う者に対して，生殖細胞の作成に関わる倫理に関する講習その他必要な教育を行ってきたか曖昧なため，委員会としては申請を受理しないこととした。したがって，本日，委員会で審議することはできないとの結論に至った。

今後，関係内規の改正等を行い，さらに生殖細胞の研究を行う者に対して生殖細胞の作成に関わる倫理に関する講習会を実施した後，改めて申請していただき審議することとした。なお，本日は改めて申請していただくにあたり，岡野教授からヒアリングを行うこととした。

### 4. ヒアリングでの指摘事項

申請書にはマウス等で行ってきた業績および研究の目的を詳しく記載すること。

当該研究は慶應だけの問題ではなく、他大の研究者にも参考になるように記載すること。

基礎的研究をするという言い方だけではなく、この分化誘導によって作成された生殖細胞を不妊治療に使用することはないことを記載すること。

国の指針には作成された生殖細胞の管理についての詳細な規定はないが、作成された生殖細胞は、慶應から持ち出さないことを明記すること。

作成された生殖細胞は、加藤レディースクリニックには持ち込まないことを明記すること。

研究の成果は慶應に帰属することを明記すること。

ヒト iPS 細胞を用いた理由を、ヒト iPS 細胞を分化誘導し神経系の研究を行って来られた今までの研究成果を踏まえ詳しく記載すること。

加藤レディースクリニックとの関係について明記すること。

加藤レディースクリニックからの分担研究者が学会発表した2つの論文は、加藤レディースクリニックの業績なのか、慶應の業績なのかを明記すること。

研究成果、知的財産、生殖細胞の管理、分担者の処遇等を含めて加藤レディースクリニックとはMTA（契約）を取り交わすべきであり、MTA（契約）についての審査を医学部倫理委員会で受けること。

生殖細胞と生殖系細胞の記載が混在しているので指針に合わせて統一すること。

生殖細胞の研究を行う者には学内で開催する生殖細胞の作成についての倫理に関する講習会に出席すること。

本日のヒアリングを踏まえて、申請書を修正し改めて提出すること。

以上

(記録: 信濃町キャンパス庶務課)